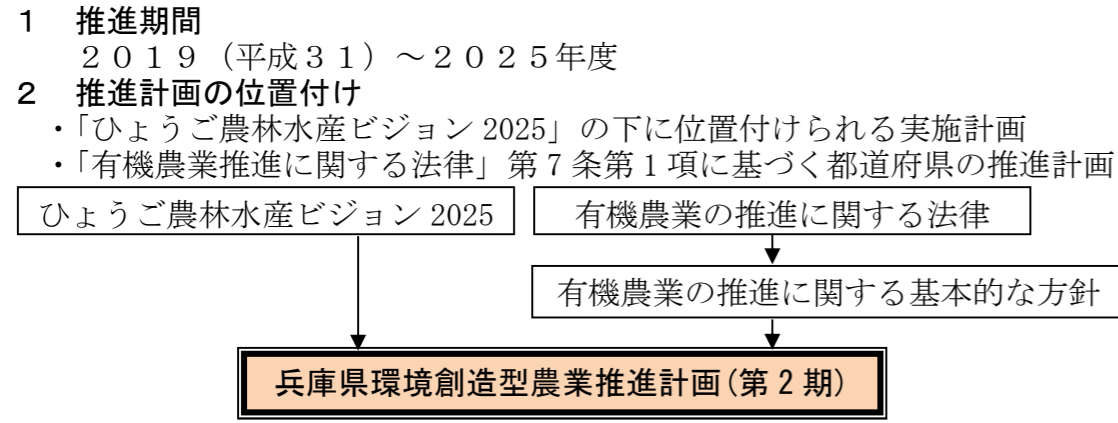


兵庫県環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）推進計画（第2期）の概要

1 計画の基本事項



2 推進計画（第1期）の進捗状況と課題

- 1 進捗状況
- (1) 環境創造型農業
但馬や丹波の水稻、淡路のたまねぎやレタス、キャベツ、はくさい等国及び県指定産地の野菜を中心に農協の栽培暦にも反映される等取組が県全体に浸透し、当初計画の目標はほぼ達成。
※定義：農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境への負荷を軽減するため、たい肥等有機質資材の施用等による土づくりを基本に、化学的に合成された肥料及び農薬の使用を慣行（一般栽培）の30%以上低減する生産方式
- (2) 有機農業
コウノトリ育む農法（無農薬タイプ）の拡大や小規模経営の生産者を中心に有機農業実践者が増加するとともに、最近では、担い手経営体が経営の一部として有機農業に取り組む動きが各地で出現。
※定義：化学的に合成された肥料及び農薬の使用を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を使用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産方式

表1 環境創造型農業実施面積の推移 10年間で約7倍の28,191haに拡大

年度	2007	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
目標(ha)	-	8,000	18,500	21,000	26,000	27,000	28,000	29,000	30,000
実績(ha)	4,281	15,066	20,760	24,955	24,284	24,387	25,772	27,965	28,191
達成率(%)	-	188	112	119	93	90	92	96	94

注)ひょうご農林水産ビジョン2025に基づく成果指標(作付面積の減少割合を補正した数値)

表2 有機農業実施面積 10年間で約6倍の986haに拡大

年度	2007	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
目標(ha)	-	250	400	480	560	640	720	800	880
実績(ha)	165	337	448	485	545	619	713	865	986
達成率(%)	-	135	112	101	97	97	99	108	112

注)ひょうご農林水産ビジョン2025に基づく年度毎の成果指標

2 課題（情勢変化等）

- 担い手経営体に農地集積する農業構造の確立に向けた施策と一体的に推進し、担い手経営体を中心とした省力かつ実用的な技術の開発・普及が必要。
- 担い手経営体の取組を促進し、消費者の関心を喚起して人と環境にやさしい農業を一層拡大するには、土づくりを基本に化学合成農薬や化学肥料を低減する技術導入の必要性を強調し、農業の自然循環機能の維持増進や環境への負荷軽減など環境創造型農業の本質的な目的に合う定義や指標への見直しが必要。
- 大手量販店による有機農産物の需要が急速に拡大しているため、流通・販売業者と生産者とのマッチングや有機農業に対する理解促進が一層必要。
- 輸出拡大や東京オリンピック・パラリンピックの開催等を契機とした有機農産物のインバウンド消費拡大の期待など国際化の進展への対応が必要。

3 環境創造型農業（人と環境にやさしい農業）の基本的な考え方

1 取組方針

- 環境創造型農業が県全体に浸透しているこれまでの取組成果を本県農業の強みとして活かしつつ、担い手経営体を中心として、たい肥等による土づくり技術や、化学的に合成された肥料及び農薬に過度に依存しない省力かつ実用的な技術の導入を促進し、輸出やインバウンド消費も視野に入れた国際水準に対応した環境創造型農業へのレベルアップを促進する。
- 特に有機農業については、大手量販店等による有機農産物の需要拡大に 대응するため、環境創造型農業の分野別計画（下位計画）となる有機農業推進計画に基づき、本県農業の核心（革新）を担う有機農業の担い手経営体の育成を推進する。

2 新たな定義

担い手経営体が取組の必要性をポジティブに捉えて安全・安心な農産物を生産し、消費者がその価値を認める互恵関係を助長しながら推進することが一層求められるため、環境創造型農業の定義を担い手経営体と消費者の両方の目線に合う内容に見直す。

(1) 環境創造型農業

農業の自然循環機能の維持増進を図り、環境への負荷を軽減するため、兵庫県持続性の高い農業生産方式の導入指針等に基づき、有機質資材の施用による「土づくり技術」を基本に、化学的に合成された肥料及び農薬に過度に依存しない「化学肥料低減技術」と「化学合成農薬低減技術」を加えた3技術を同時に導入する持続的な農業生産方式*。

※持続的な農業生産方式：この生産方式により化学合成農薬や化学肥料の窒素成分の使用量は慣行レベルの3割以上の削減が期待できる。

【兵庫県持続性の高い農業生産方式の導入指針等に基づく技術】

- 有機質資材投入技術（土づくり技術）：①たい肥等有機質資材施用、②緑肥作物利用
- 代替技術
 - 化学肥料低減技術：③局所施用、④肥効調節型肥料施用、⑤有機質肥料施用
 - 化学合成農薬低減技術：⑥温湯種子消毒、⑦機械除草、⑧除草用動物利用、⑨生物農薬利用、⑩対抗植物利用、⑪抵抗性品種栽培・台木利用、⑫天然物質由来農薬利用、⑬土壌還元消毒、⑭熱利用土壌消毒、⑮光利用、⑯被覆栽培、⑰フェロモン剤利用、⑱マルチ栽培、⑲中干延期、⑳冬期湛水

注)①～⑱：兵庫県持続性の高い農業生産方式の導入指針に基づく技術、⑲、⑳は環境保全型農業直接支払交付金制度に基づく地域特認技術

(2) 有機農業 変更無し（有機農業推進法における定義と同じ）

3 成果指標

- 環境創造型農業 環境創造型農業(3技術同時導入)実施面積【新基準】 20,016ha(H29) → 22,800ha(R7)
- 有機農業 有機農業実施面積 986ha(H29) → 1,500ha(R7)

4 推進期間 2019（平成31）～2025年度（策定：2019（平成31）年3月）

4 主な推進施策

① 省力かつ実用的な技術の開発・普及

現状分析による課題化と既存技術の検証等を踏まえ省力かつ実用的な技術の研究・開発を行い、普及センターが中心となり栽培技術を組み立て、国の補助制度の活用や農協との連携を図りながら、担い手経営体を中心として技術を普及します。

② 経営として成り立つ有機農業の拡大

経営として成り立つ有機農業の経営モデルを明確にし、①有機農業の担い手対策、②有機農業技術の開発・普及、③有機農産物の流通・販売促進、④有機農業に対する県民の理解促進等により、本県の有機農業の核心（革新）を担う経営体育成を推進し、担い手経営体を中心として有機農業の拡大を図ります。

③ 農産物の流通・販売促進、県民の理解促進

大手量販店による有機農産物の急速な需要拡大に対応するため、生産者と流通・販売業者のマッチングを支援するとともに、環境創造型農業で生産された農産物は兵庫県認証食品の取得を促進します。また、環境創造型農業や有機農業に対する理解を促進するため、ホームページや広報刊行物を通じた普及啓発を行い、有機農業教室の開催等を支援します。

④ 国際水準に対応した環境創造型農業へのレベルアップ

担い手経営体を中心として、化学合成農薬に過度に依存しない代替技術の導入を促進するとともに、国際水準の農業生産工程管理（グローバルGAP、アジアGAP）の取組や有機農業の拡大とあわせた有機JASの取組を推進します。